

第 3 7 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 5月21日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2020年12月 9日付の団体Aから名古屋市長あての「お尋ね」に対する「回答文」作成過程が記載されたすべての文書。

- 2 同年 6月 4日、実施機関は、本件公開請求について、「決裁文書「お尋ね文への回答について」一式（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

弁明書によると、実施機関は、本件行政文書を公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

- 1 審査請求人は、市長あての「お尋ね」に対する「回答文」の「作成過程が記載された」文書を請求している。そのため、実施機関では、当該記載のとおり「お尋ね」に対する「回答文」の送付に至るまでの過程が記載された決裁文書一式を特定し、本件処分を行ったものである。
- 2 審査請求人は、「「このような回答案では納得してもらえないと思うので、さらに検討中」（主旨）の発言があり、回答文案を見せられたこともあった。」及び「そうした案も今回公開された文書には含まれていないと思われる。」と主張しているが、当該回答文案については、「回答文」の作成途上にあつたものを、急遽来庁した審査請求人に提示したに過ぎず、当該「回答

文」作成に際して更新を行ったため、既に存在しない文書である。

- 3 以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件審査請求は理由のないものである。したがって、本件審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求めるものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

公開された当該行政文書の作成経過を示す文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開された文書は、決裁文書らしき物 2枚と、回答文書案（案） 1枚及び団体Aから出された「お尋ね」の文書だけである。

- (2) 「お尋ね」の文書は2020年12月 9日付けであり、「決裁文書」によれば、起案されたのは2021年 5月18日となっており、2020年12月から2021年 5月までの 6か月近い年月は「お尋ね」が放置されていたことになり、そうであれば、行政の怠慢でしかない。

- (3) 審査請求人は「団体A」の「お尋ね」に、いつまで経過しても回答がないことで、どのような議論や手続きがされているかを知りたくて、公開請求を行ったものである。それまでも担当主幹（以下「B主幹」という。）に早く回答するよう求めており、その中で2021年4月には「このような回答案では納得してもらえないと思うので、さらに検討中」（主旨）の発言があり、回答文案を見せられたこともあった。そうした案も今回公開された文書には含まれていないと思われる。審査請求人としては、なぜこのように時間がかかったのか、その間にどのような検討がされたのかを知ることが「公開請求」の目的であったが、そうした経過はすべて隠され、何が議論されたのか、どんな回答案が作成されたのかも明らかにされておらず、またその過程で作成された案についても公開されていない。

- (4) お尋ねは、一昨年（※）いっせい行動の時に、住宅都市局の「公社も責任を取るべく、住宅都市局も」との回答の進行状況を問うだけの単純明快なものであり、すぐにでも回答できる内容である。

(5) 名古屋市の、様々な検討が、このようないい加減な経過で決定されているはずはないと考える。

(6) 2020年12月から2021年 5月までの6か月近い年月の間、お尋ね文書が放置されていた点について、弁明書ではまったく触れられていない。この間、何か議論なり、回答案なりが作成されていれば、その痕跡が何か残っているはずである。何も残っていないというのであれば、名古屋市の行政は全く無責任な行政運営をしているとしか言いようがない。痕跡は残っていないが、議論していたというのであれば、そのように弁明すべきであるし、どのような議論がされていたのかについてコメントをしてくれれば、審査請求人を納得させることは十分にできる。

(※) いっせい行動とは…県内の公害・薬害被害者、自然保護運動家及び公害・環境問題に関心を持つ医師・弁護士等が中心となる市民団体が組織した「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」実行委員会と名古屋市との話し合いのこと。話し合いにあたって、事前に実行委員会から公害及び自然環境等についての要請書が提出され、当該要請書の項目について話し合いが行われる。話し合いには、市長をはじめ各局の局長等が出席しており、今年度で46回目の開催となった。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のほかに対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

- (1) 本件公開請求は、団体Aから名古屋市長あてに提出したお尋ね文（以下「本件お尋ね文」という。）に対する回答文の作成過程が記載されたすべての文書であり、実施機関は本件お尋ね文の回答についての決裁文書一式を特定した。
- (2) 審査請求人は、本件公開請求以前にB主幹と面会した際、本件お尋ね文に対する回答文案（以下「本件回答文案」という。）を提示されており、本件回答文案も特定すべきである旨の主張をしているので、まずは本件回答文案について検討する。
- (3) この点について実施機関は、審査請求人とB主幹が面会したのは事実であるが、その際に提示した文書は、作成途上の文書に過ぎず、回答文作成に際して更新を行ったため、本件回答文案は存在していないと主張している。
- (4) この実施機関の主張は、本件回答文案の電子データについては、回答文の決裁に至る過程において上書きしていることから、存在しない旨の主張であると思料されるどころ、意思決定を行う過程において、元となる電子データを上書きして修正することは、通常の事務作業において想定されるものであり、特段不合理な点はない。
- (5) また、B主幹と面会した際に提示した紙媒体での本件回答文案については、実施機関に確認したところ、面会の終了後に審査請求人が持ち帰ったとのことであり、実施機関において、改めて紙媒体での保存はしていないとのことであった。
- (6) 回答の相手方とはいえ、作成途上の言わば回答文のたたき台となる文書を外部の者が所持している場合、実施機関として当該文書の内容を把握しておくため、備忘録的に同じ文書を保存しておくという対応が考えられるものの、必ずしもその必要性があるとはいえず、本件回答文案が存在しないという、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事実も認められない。
- (7) また、審査請求人は、本件お尋ね文を提出してから回答文の起案がなされるまで6か月の時間がかかっており、その間に何かしら議論や検討がなされた痕跡が残っているはずであると主張している。

(8) たしかに上記(3)の実施機関の主張から、少なくとも1回は回答文を作成するにあたり更新作業を行っており、何かしらの議論や検討がなされたと考えられる。

(9) この点について、実施機関に確認したところ、回答文を作成するにあたって更新をしているが、それらはすべて口頭での検討により行ったものであり、その過程における文書は存在しないとのことであった。

(10) 回答文を作成するにあたって、意思決定の前段階における議論や検討についての何かしらの文書を作成することは実施機関の裁量によるところであり、口頭での検討により行ったという実施機関の主張に特段不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事実も認められない。

(11) したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会からの付言

本件処分については上記のとおり判断するが、上記第4 2(6)の審査請求人の主張をふまえると、本件行政文書の公開の実施等に際して十分な説明が行われていれば、審査請求にまでは及ばない可能性があったということは認めない。

市政に関し市民に説明する責務を全うし、透明性の高い市政の推進に資するという条例の趣旨に鑑み、実施機関には今後、条例の目的を十分に理解し、適切に対応するよう努められたい。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 6月24日	諮問書の受理
7月30日	弁明書の写しの受理
8月30日	反論意見書の受理

令和 4年12月 2日 (第56回第 2小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第57回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第57回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
2月 3日 (第58回第 2小委員会)	調査審議
3月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充